

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第19号

(第3回協議会 [平成15年 12月 10日]) 提出

(第3回協議会 [平成15年 12月 10日]) 一部修正のうえ確認

協定項目	地域審議会への取扱い
調整の内容	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に規定する地域審議会については、設置しないものとする。 なお、新町のまちづくりに住民の意向を反映させ、各地域の振興及び均衡の取れた一体性のあるまちづくりを推進するため、合併後速やかに、組織のあり方等について検討する。

協定項目	地域審議会への取扱い	関係項目	
調整内容	<p>地域審議会について</p> <p>(1) 目的 合併に伴い、住民の意見が行政施策に反映されにくくなるとの懸念を払拭するため、創設されたもの</p> <p>(2) 設置手続き 地域審議会 地方自治法第138条の4第1項に基づく長の附属機関 地方公共団体の条例制定 制度の趣旨から合併市町村の代表である法定協議会で、合併前に決定できる。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">協議</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合併関係市町村</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">告示</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置期間、区域 ・ 構成員の定数、任期、任免 ・ 諮問事項 ・ その他組織及び運営に関し必要な事項 <p style="text-align: center;">2つの合併関係市町村の区域を合わせて1つの地域審議会を置くことや1つの合併関係市町村の区域を分割して置くことはできない。</p> <p>(3) 長 所 合併に際し、住民の意向が反映されにくくなるとの懸念を払拭することができる。 合併後の新町において、合併協議会で合意した内容の実施状況を、住民の代表が見守ることができる。</p> <p>(4) 短 所 旧町ごとに設置されるため、旧町意識の温存、新町としての一体感形成の阻害要因となることが懸念される。 行政の附属機関であるため、「諮問 - 答申」の関係が組織運営活動に生まれてくる。</p>		